

宇部市における教育・保育提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

市が定める子ども・子育て支援事業計画では、「市が定める区域」ごとに、

ア) 教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）

イ) 地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業）

ウ) 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業など13事業）

の、「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」、「③その実施時期」を記載することとされている。（子ども・子育て支援法 第61条第2項）

2 国の区域設定における考え（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案より）

○地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

○小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

○地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる

○教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

3 記載する項目及び内容のイメージ

《記載する項目のイメージ》

A区域	×	教育・保育施設	×	量の見込み（必要利用定員総数）
B区域		地域型保育事業		提供体制の確保の内容
C区域		地域子ども・子育て支援事業		実施時期

《記載する内容のイメージ》

		1年目			2年目				
		3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり		
A 区 域	①	量の見込み（保育利用定員総数）		300人	200人	200人	300人	200人	200人
	②	確 保 の 内 容	教育・保育施設 （保育所・幼稚園・認定こども園）	300人	200人	80人	300人	200人	150人
			地域型保育事業	—	—	20人	—	—	30人
	②-①			0	0	▲100人	0	0	▲20人

		地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目
A 区 域	①	量の見込み	2000人（10か所）	2000人（10か所）
	②	確保の内容	2000人（10か所）	2000人（10か所）
	②-①		0	0

4 教育・保育提供区域設定にあたり留意すべきポイントについて

- ①事業量の区域単位として適切な規模か
 - ・区域内の児童数や面積は適切な規模か
 - ・区域ごとに事業量の見込み算出が可能か
 - ・区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか
- ②事業の利用実態を反映しているか
 - ・保護者の移動状況を踏まえているか
 - ・設定した区域内で事業の展開が可能か
 - ・現在の事業の考え方とマッチしているか

5 区域数と効果の関係

区域数	効果
多い	<p>区域あたりの範囲が狭くなる</p> <p>⇒供給体制が整わない区域が多く発生し、当該区域の教育・保育の確保に対応を要するが、この場合、当該区域及び周辺区域の必要量の見込みが困難になる。</p> <p>⇒「区域内の適切な需給バランス」を基本とした計画が難しくなる。</p>
少ない	<p>区域あたりの範囲が広くなる</p> <p>⇒あまりに距離が遠い場合、区域内での利用も困難な場合が発生する。</p> <p>⇒区域内には空きがあるのに、当該区域の利用を希望しない等、事業利用の斡旋が困難になる。</p>

		メリット	デメリット
案1	小学校区 24区域	○自宅から施設までの移動距離が短い。	<ul style="list-style-type: none"> ●教育保育施設のない区域が存在 ●区域内での需給調整が困難。 ●施設運営が区域内の児童数による影響が大きく安定性に疑問。 ●必要以上の施設・事業を整備することになり非効率。
案2	中学校区 13区域	○自宅から施設までの移動距離が比較的短い。	<ul style="list-style-type: none"> ●区域内での需給調整が困難。
案3	市内再分割 5区域	<ul style="list-style-type: none"> ○区域内で受給調整が可能。 ○一時的な需要増や広範囲の利用に対して、広域で柔軟な対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●区域面積が広い。 ●自宅から施設までの移動距離が長い。

6 宇部市の子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の案

《提案》

宇部市における、教育・保育提供区域は、市全域を、中央区域・東部区域・西部区域・北部区域・楠区域の5区域に分け、教育・保育提供区域の基本とし、さらなる需要分析を行っていく。

地域子ども・子育て支援事業については、供給体制の実態等を踏まえて、一部例外を除き、市内全域を基本とする。

提供区域の設定（案）

区 分	事業名称	区域の設定
教育・保育施設	保育所 幼稚園 認定こども園	小学校区を基本に、 その組み合わせによ り5区域とする
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	
地域子ども・子育 て支援事業	一時預かり	小学校区(24校区)と する
	延長保育	
	地域学童保育事業	市全域を1区域とす る
	地域子育て拠点事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て短期支援事業 病児・病後児保育事業 など	